

社会事業ならびに戦時厚生事業期における 都市隣保事業研究の方法論的課題について

研究第9部 川 西 康 裕

I はじめに

3つの具体的な研究対象が小論の主題を規定している。第1の対象は、二葉保育園（今日までの83年の歴史のうち、大正5年、二葉幼稚園→二葉保育園改称、新宿分園設立以後、昭和20年敗戦まで）であり、第2は、東京帝大セツルメント（大正13年6月～昭和13年2月）、そして第3は、帝大セツルメント閉鎖以後その諸施設を移譲され開設された愛育隣保館（昭和13年7月～昭和20年3月）である。まずここでは、各事業の性格を問わずに、これらを「都市隣保事業」と総称する。つぎに、これらの施設が存在した時代を日支事変（昭和12年7月）を境に分け、その以前を「社会事業期」¹⁾、以後を「戦時厚生事業期」²⁾

とする。そうすると、①二葉保育園＝社会事業期・戦時厚生事業期、②帝大セツルメント＝社会事業期、③愛育隣保館＝戦時厚生事業期と、時期別分類をすることがほぼ可能となり、各々典型事例を形成する。とりわけ、社会事業期から戦時厚生事業期に移行する時期に、同じ建物設備を利用しながら事業主体を変えた、帝大セツルメント→愛育隣保館の歴史は、各時期の社会的背景をきわだたせるためには、格好の素材となる。

小論は、これら各施設史の構成に先立ち、予備的学習の一部をノートしたものであるが、それは主として歴史的構成の方法論の探究に関わっている。

II 行政上の分類をめぐる～東京府市の調査を中心に～

表1 略年表

年	二 葉 保 育 園	帝大セツルメント	愛 育 隣 保 館
明治 33	私立二葉幼稚園開園（麹町下六番町）野口幽香園長		
39	四谷鮫ヶ橋のスラムにご料地無料拝借、移転		
大正 2	野口幽香園長、徳永恕主任ら市内のスラム街視察		
5	二葉保育園と改称、救済事業として内務省に所属。豊多摩郡南町（新宿区旭町）のスラムに分園設立		
8	新宿分園附近の不就学児のために小学部附設。卒園児、外園児のため土曜学校、火曜学校を開設		

表1 略年表つづき

年	二葉保育園	帝大セツルメント	愛育隣保館
大正 10	新宿分園の住所は四谷区旭町となり市の行政区画に入る。小学部は東京市鯉ヶ橋尋常小学校分校教場となる。翌年市の学校として移転 東京府社会事業協会より地域隣保事業奨励のため二万円の寄付を受ける		
11	小学部のあとを図書室として少年少女クラブを作り、学童保育をはじめる 夜間治療部を開設 販売部開設 夜間裁縫部開設、授産事業も行う 鯉ヶ橋本園に母の家開設		
12	関東大震災、鯉ヶ橋本園大破損、新宿分園類焼、復興と被災者の救護にあたる	震災を契機にセツルメント創設の気運。スラム街実地調査。セツルメント事業として成人教育部、調査部、児童部、医療部、相談部、市民図書部の六部を定む。末弘巖太郎・穂積重遠教授が主として指導。末弘巖太郎代表	
13	新宿分園再築 母の家新館建築 徳永恕、東京連合婦人会の役員となり社会活動を指導	本所区柳島元町にセツルメントハウス建築落成 児童図書室開設、児童部事業開始 労働学校(旧専科・中等科)開設 医務室創設 相談部創設	
14		市民教育講座開講 調査部工場調査 自由労働者クラブ設置	
15		労働者教育協会に加入 柳島元町戸口調査報告(以後ほぼ毎年) レジデント部屋増設 託児所開設 学内自由擁護連盟加入 法律相談部調停開始 柳島押上家庭調査 消費組合運動開始 市民教育部図書室開始	

川西：社会事業ならびに戦時厚生事業期における都市隣保事業研究の方法論的課題について

表1 略年表つづき

年	二葉保育園	帝大セツルメント	愛育隣保館
昭和 2		児童会館落成 消費組合店舗開店	
3	鮫ヶ橋本園に大正天皇葬場殿の一部の下賜を受け本館改築 母の家増築 東京府社会事業協会の手を経て米の廉売を開始	柳島消費組合、野田争議ならびに亀甲萬醤油ボイコットに対する批判演説会 機関誌「組合員」の発行 江東地方四組合懇談会 児童部家庭調査(以後ほぼ毎年)	
4		東京児童指導者会主催共同キャンプ(多摩川)に参加(以後毎年)	
5	伊豆地方の震災に際し、東京連合婦人会を代表して現地に臨時託児所開設	少年労働者教育部創設 府下各社会事業団体と共同して年末無料診療	
6	徳永恕園長就任	維持会員募集 巡回法律相談 セツルメント解消問題に関する声明書	
7	新宿分園にて地域の木賃宿やスラムの人々のために五銭食堂を開設 附近の夜学校学生のための弁当作り開始	労働学校第24期開校、間もなく閉鎖 母の会、政府払下米の廉売	
8		本館改築 東京私設社会事業連盟の共同募金に参加 「児童問題研究」創刊 江東読書クラブ生る セツルメント規約改正 穂積重遠教授代表	
9		市民教育部エスベラント講座開始 関西風水害救護活動開始	皇太子誕生の祝宴において斎藤実総理に御沙汰書「皇太子殿下御誕生ニ際シ本邦児童及母性ニ対スル教化並ニ養護ニ関スル諸施設トシテ金75万円下賜候旨御沙汰アラセラレ候」伝達 宮内、内務、文部、拓務の四大臣が協議、「恩賜財団愛育会」創立、清浦奎吾会長、関屋貞三郎理事長。穂積重遠理事となる

表1 略年表つづき

年	二葉保育園	帝大セツルメント	愛育隣保館
昭和10	私立二葉保育園を財団法人二葉保育園とする。徳永恕理事長 深川区海辺町に母の家本位の分園創設、託児所併設 日曜学校、子どもクラブ、夜学校給食を始む。原藤英子主任	法相部、法律常識講座開講	
11		託児部保育時間延長、時間外保育を始む 穂積重遠本会代表を辞退	
12		第二次改築	
13		閉鎖	帝大セツルの解散に際し、理事会評議員会の決議を経て該施設を譲り受け、愛育隣保館の名称の下に、隣保地域内居住の児童並母性ノ教化並養護ニ関スル諸事業を開始する 保育部、学童部(学童保育)両部の母に対する母性強化、健康相談、教養相談の各事業を開始 広瀬興館長に就任
14			多摩川夏季転住保育に参加 学童部の中等部高等部を愛育少年少女団とする 母性愛育講座開始
15			愛育事業従事者養成事業として戦没者遺族保育所保母養成講習会を開催 農繁期保育所保育実習 愛育村保健婦再教育講習会開催 江東愛育連盟保母講習会開催
16			地区町内会との連絡提携緊密化を図る
17			隣保強化事業として、青年団、女子青年団等各種教化の会合に会場を提供し、また隣組等の指導を依頼せらる
19			東京都長官の懇諭により、従来の保育事業を一部休止し、戦時託児所を開設する(7月) 11月、幼児を埼玉県平野村疎開保育園に移す

表1 略年表つづき

年	二葉保育園	帝大セツルメント	愛育隣保館
昭和20	東京大空襲により母の家深川分園焼失 蛟ヶ橋本園強制疎開、その後本園も空襲により焼失 新宿分園奇蹟的に焼失をまぬがれる。引揚者、浮浪者、戦災孤児、棄児などの相談や援護にあたる		東京大空襲により焼失

資料：『徳永恕の歩みと思い出』『東京帝大セツルメント二十年史』『恩賜財団愛育会事業報告』（各年）

本章では、行政所管課の各施設理解を検討するが、その前提として、各施設の概略をまず把握する必要がある、略年表を作成することとした（表1）。きわめて短時間のうちに作成したので記載もれも多いことと思われるが、その大要は知られよう。

さて、年表により一応の概略を理解したこととし、行政所管課がこれら各施設をいかなる事業体として認識してきたか、筆者の入手した行政主体の調査資料によって確認する（発行順）。

1. 東京市社会局編『東京社会事業名鑑』大正9年12月

本書は大正9年6月中旬～9月下旬に実施された調査に基づいて編まれたものであり、東京市内の社会事業団体を13の大項目と30の中項目によって分類してある（表9に掲載）。上の3施設のうち、当時存在していたのは二葉保育園であるが、この分類では、「5. 児童保護事業 1) 保育」の項におさめられており、「4. 防貧事業 2) 隣保事業」中には含まれていないことから、この当時はまだ、行政所管課に隣保事業として認知されていなかったと理解される。

ちなみに、本書において隣保事業施設として紹介されているのは、プロテスタント・キリスト教を背景にもつづきの2施設である。

① 東京三崎会館

（所在地） 神田区三崎町一丁目四番地

（設立） 明治42年

（経営） 米国バプテスト伝道会社並日本中央バプテスト教会

（館長） ウキリアム・アキスリング

（事業） 社会殖民事業を主とす。

本館は社会事業として交友会、児童遊園（学童クラブすなわち現在の児童館のごときもの一筆者）、託児所、慰問看護婦派

遣所、徒弟教養会、女子奉公人教育所、訴訟相談所、児童体格検査所を経営す。又教育事業として、中央夜学校、中央女子英学会、料理、裁縫、縫箔、編物、女芸教授、愛の園（幼稚園）母の会、土曜講演を為す。

② 救世軍社会殖民部

（所在地） 本所区柳島梅森町五十五番地

（設立） 大正八年十一月

（経営） 日本救世軍慈善事業部

（事業） 社会殖民部隣保事業部即ち児童遊園、児童圖書室、愛隣館事業及小隊救霊事業を含む。

2. 『昭和二年度東京市社会局年報（第八回）』昭和3年9月

本書第六章「社会事業補助」に昭和2年度において東京市の補助をうけた団体名とその事業種別が記載されており、二葉保育園の事業種別は「託児其他」、帝大セツルメントは「隣保其他」とされている。なお、補助金交付団体は計98（そのうち「隣保其他」12）、補助金総額2万2百円であった。

3. 東京市社会局『東京市内外社会事業施設一覧』昭和8年4月

本書は、東京市設については昭和8年2月現在、その他の施設については昭和7年4月1日現在（その後の異動は加除訂正している）の調査に基づいており、東京市内外の社会事業施設を、大項目8、中項目46、小項目5によって分類している（表9に掲載）。

このうち二葉保育園は、「7. 児童保護事業 2) 幼児保育 3) 乳児保育」と「8. 社会教化事業 1) 隣保」の項に記載され、「隣保事業」として認知をうけている。帝大

セツルメントは「8. 社会教化事業 1) 隣保 3) 教化
5) 労働者教育」の項に記載されている。本営中「隣保」
におさめられた施設は計61, 同じく「社会教化事業」に
おさめられたものは計106 (重複含む) ある。

4. 東京府学務部社会課『東京府管内社会事業施設要覧』
昭和9年3月

本営は大体昭和8年6月現在(その後の異動加除訂正)

表2 『東京府管内社会事業施設要覧』昭和9年3月より

名 称	東京帝国大学セツルメント	二葉保育園	二葉保育園分園
所 在 地	本所区横川橋4の1	四谷区元町66	四谷区旭町4
電 車 電 話	市電, 押上 墨田(74) 3509	市電, 信濃町 四谷(35) 6300	市電, 新宿3丁目 四谷(35) 5067
経営主体	東京帝国大学セツルメント	二葉保育園	二葉保育園
経営主体 所 在 地	本所区横川橋4の1	四谷区旭町4	四谷区旭町4
代 表 者	末弘厳太郎	徳永 恕	徳永 恕
主 任 者	佐瀬六郎	徳永 恕	徳永 恕
従 事 員	男7名兼57名 女3名	女9名	女12名
組 織 及 宗 教	会員組織	個人経営・キリスト教	個人経営・キリスト教
事業種目	隣保事業	隣保事業	隣保事業
事業項目	人事法律 1日平均取扱数2件 相 談 (毎週火・金ノ両日) 診 療 1日平均外来患者45 名(実費徴収) 幼児保育 7月現在々籍 77名 (月謝1円) 労働者 労働夜学校 教 育 1日平均出席 12名 教 化 市民教育部, 講演会, 少年教育部, 児童部 総延人員2,500名 母ノ会 出席数103名, 会費 月10銭(会員ニ限り 白米販売) 健康会 会員400名 診療ノ便宜ヲ計リ医 療費ノ貸付等ヲモ行 フ	乳幼児保育 206名 少年少女倶楽部 60名 日曜学校 80名 母子ホーム(二葉保育園母の家) 54家族 165名 人事相談部 授産部 廉賣部	幼児保育 30名 少年少女倶楽部 50名 図書室 人事相談 白米販売 五銭食堂 1日平均150名
基本財産	1,400円		
其他財産	300円		
財 源	会費, 寄附金, 助成金, 事業収入	事業収入, 寄附金, 補助金	事業収入, 寄附金, 補助金
土 地	241坪99 借地料月68円	870坪 無償借地	200坪 借地料月60円
建 物	185坪20 10,000円	449坪10 24,955円50	151坪 19,000円
決 算	9,669円23	収入 24,972円64 支出 18,762円98	二葉保育園参照
予 算	収入 3,723円 支出 10,500円	18,535円	二葉保育園参照
沿革大要	大正12年9月罹災民応急救済ノ 帝大学生救護団トシテ生ル, 同 13年6月現在地ニ新築, 漸次発 展今日ニ至ル	明治33年1月10日麹町区下六番 町ニ開園, 後現御料地ヲ拝借, 逐次事業ヲ拡張シ, 今日ニ至ル	設立大正5年12月11日

川西：社会事業ならびに戦時厚生事業期における都市隣保事業研究の方法論的課題について

調査に基づいており、二葉保育園ならびに帝大セツルメントは表2のごとく記載されているが、ここで「事業種目」は、両者とも「隣保事業」である。また調査日当時の経営組織について、二葉は「個人」であり、帝大セツルは「会員組織」であることに注意しておきたい。

5. 東京市社会局「東京市内社会事業施設調査（東京市設ヲ除ク）」昭和11年3月

本書は、昭和10年10月1日～12末日に実施された社会事業施設調査および施設利用者調査の報告書である。調査対象は、東京市経営のものを除いた522施設（市内511箇所、市外11箇所、各種事業の重複を含む）であり、その内訳はつぎのとおりである（表9に分類項目のみ再掲）。

一般救護施設

	施設数
人事相談事業	8
養老事業	6
母子ホーム事業	11
父子ホーム事業	2
窮民救助事業	8
軍事保護事業	16
助葬事業	1
司法保護事業	14

経済保護施設

宿泊事業	
無料宿泊所	14
有料宿泊所	23
婦人宿泊所	8
簡易食堂事業	12
公益質屋事業	9

失業保護施設

職業紹介事業	12
授産並職業輔導事業	29

医療保護施設

施療並軽費診療事業	76
施療並軽費病院事業	21
精神病院事業	9
結核診療事業	3
結核療養事業	8
癩療養事業	1
性病予防事業	1
中毒予防事業	1

児童保護施設

妊産婦保護事業	24
---------	----

育児事業	8
乳児哺育事業	10
幼児保育事業	71
児童健康相談事業	13
盲聾哑児保護事業	13
不具廃疾児保護事業	1
精神薄弱児保護事業	2
吃音矯正事業	2
貧児教育事業	2
虐待児童保護事業	7
少年保護事業	22

社会教化施設

隣保事業	51
労働者教育事業	2
其ノ他ノ施設	1

計 522

つぎに、「隣保事業」についてのみ調査結果の概説と統計表を掲げる。表3にみるとおり、二葉保育園および帝大セツルメントは当該事業として記載されている。表4～表8は、隣保事業の経営組織別に、土地、建物、収支状況（予算制の採否含）および従事員数について調査結果を分析したものである。二葉保育園はこの時期財団法人化を完了している（昭和10年3月）ので、経営組織の内訳のうち「法人」に含まれる。

社会教化施設

一 隣保事業

本事業は、欧州大戦による一般生活の不安並思想の動揺に照応して顕著な発達を見、次いで関東大震災後急激にその数を増加するに至り、現在は本市設を除き凡そ51施設を数える。

次に本事業の概況を見るに、施設の規模の大小、近隣の事情等によりもとより差異があるが、調査対象51施設に於ける12月中一回取扱人員は次表に示すが如くであって、即ち、乳幼児保護人員3,695名、職業紹介人員76名、各種相談人員641名、課外学校収容人員1,637名、講習及講演会収容人員5,216名、教化修養1,868名、図書館文庫利用人員951名、催物其他収容人員6,149名、診療部387名、其他の取扱人員4,514名等であり、事業内容はかくの如く極めて広般に亘り、親しく近隣居住者と接触して精神的並経済的指導援助をなし、各々其の対象地区の生活向上に妙からず貢献してゐる。

表3 隣保事業

(昭和十年十二月中一回取扱人員)

施設名	乳幼児 保護人員	職業紹 介人員	各種相談 人員	課外学校 収容人員	講習及講 演収容人員	教 化 及 養 修 養	図書館及 文庫利用 人員	催 物 其 他 収容人員	診療部	其他取扱 人員
施設計 (51)	3,695	76	641	1,637	5,216	1,868	951	6,149	387	4,514
一施設当り平均	12.45	1.49	12.57	32.29	102.27	36.36	18.65	120.57	7.59	88.51
東京三崎会館	49	—	2	—	—	—	—	—	13	43
大正婦人会	78	—	11	—	—	41	—	43	56	—
三田学園セトルメント	50	—	—	—	30	—	28	170	—	—
二葉保育園	113	—	3	76	—	—	—	64	—	100
同 分 園	74	—	10	—	41	—	—	—	—	50
四恩瓜生会	80	—	—	—	—	—	—	—	38	—
小石川学園	144	—	35	—	60	—	—	—	—	120
知徳会	102	—	4	75	14	135	48	—	—	—
基督教浅草会館	122	—	3	14	—	—	40	300	39	6
愛国婦人会隣保館	109	55	31	20	129	—	112	110	—	20
婦人セトルメント	62	—	20	—	110	45	—	150	—	—
本所基督教産業青年会	84	—	3	65	80	60	—	100	—	1,295
東京帝國大学セトルメント	78	—	8	50	30	—	15	—	35	100
救世軍社会殖民館	121	—	2	97	—	—	—	70	—	—
光の友社	—	—	—	20	35	—	—	—	—	25
東京児童会館	82	—	—	—	267	65	—	—	—	—
猿江善隣館	67	2	19	104	149	35	53	520	19	194
深川仏教会館	101	—	4	—	30	40	—	—	—	56
育心会	66	—	—	—	—	—	—	—	—	—
明照社会館	51	4	2	—	—	160	—	—	15	12
深川会館	71	—	—	50	—	—	—	—	13	40
東京府大井隣保館	131	—	25	65	176	190	123	545	30	959
東京府大井隣保館分館	43	—	6	—	50	16	29	150	—	49
曉星学園	62	—	3	47	4	—	40	—	—	—
荏原学園	52	—	1	118	37	24	—	—	—	—
有隣園	66	—	17	—	—	70	58	—	—	36
修養団野方学院	69	—	10	22	71	115	—	—	—	—
東京府和田堀隣保館	102	—	32	45	20	—	20	650	—	124
西窓学園	59	—	2	30	15	—	—	—	—	—
マハヤナ学園	87	5	17	27	28	165	—	60	19	8
同 分 園	62	—	—	120	70	40	—	—	—	—
雲雀谷自由学園	128	—	54	—	—	—	—	119	—	—
内鮮婦人会	43	—	2	13	—	—	—	—	—	7
内鮮婦人会分館	206	—	—	—	284	48	—	97	—	75
慈光学園	63	—	4	82	122	—	—	—	—	32
南千住学園	78	—	2	72	26	—	—	—	—	—
東京府南千住隣保館	107	—	50	—	200	70	93	438	—	79
隅田川水上隣保館	—	—	—	—	—	—	—	537	3	83
築地本願寺仁風会館	66	—	10	17	100	40	14	21	—	29
上智カトリックセトルメント	58	—	—	132	—	9	30	—	64	26

川西：社会事業ならびに戦時厚生事業期における都市隣保事業研究の方法論的課題について

表3 隣保事業つづき

施設名	乳幼児 保護人員	職業紹 介人員	各種相談 人員	課外学校 収容人員	講習及 講演 収容人員	教 化 及 修 養	図書館及 文庫利用 人員	備 物 其ノ他ノ 収容人員	診療部	其ノ他 取扱人員
東京府尾久隣保館	47	—	131	—	120	—	30	—	—	20
日暮里愛隣団	—	8	17	92	80	20	70	30	—	185
東京府王子隣保館	55	—	25	—	420	—	80	887	—	127
敬 隣 園	73	—	5	—	200	—	—	400	27	—
松 葉 保 育 園	59	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同 隣 園	50	—	—	40	44	126	—	—	—	56
愛 恵 学 園	41	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共 助 館	36	—	—	18	265	271	—	600	—	50
興望館セフトルメント	35	2	8	—	93	—	37	58	16	368
愛 清 館	46	—	4	80	—	—	31	—	—	—
東京府大島隣保館	67	—	59	46	1,816	83	—	30	—	145

表4 事業施設土地坪数

事業種別	施設数	土 地		
		計	所有地坪数	借地坪数
隣保事業	計	51	15,331	7,797
	千 分 比	—	42.70	21.71
	一施設当り平均	—	301.00	152.88
	法 会	23	9,571	5,366
	個 人	20	3,428	1,121
	其 他	6	1,441	419
		2	891	891

表5 事業施設建物構造別棟数

事業種別	施設 数	建物 棟数	建物 延坪数	所 有												借 家																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
				棟 数	延 坪 数	木 造			鉄 筋				其 他					棟 数	延 坪 数	木 造			鉄 筋				其 他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
						計	平家 (棟)	二層 (棟)	三層 (棟)	計	平家 (棟)	二層 (棟)	三層 (棟)	四層 以上 (棟)	計	平家 (棟)	二層 (棟)			三層 (棟)	計	平家 (棟)	二層 (棟)	三層 (棟)	計	平家 (棟)	二層 (棟)	三層 (棟)	計	平家 (棟)	二層 (棟)	三層 (棟)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
計	51	99	8,391	96	8,158	89	29	60	—	6	—	3	3	—	1	—	1	—	3	233	3	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—</

表6 事業施設建物年齢別棟数並施設状況

事業種別	施設 数	建物 棟数	建 物 年 齢 (棟数)															施 設 状 況																	
			木 造						鉄 筋					其 他				築造新築/有無				通 風 状 態			採 光 状 態										
			計	五 五 年 建	一 五 〇 年 建	一 五 五 年 建	二 五 〇 年 建	三 五 〇 年 建	計	五 五 年 建	一 五 〇 年 建	一 五 五 年 建	二 五 〇 年 建	三 五 〇 年 建	計	五 五 年 建	一 五 〇 年 建	一 五 五 年 建	二 五 〇 年 建	三 五 〇 年 建	計	築造 新築 戸数	築造 中古 戸数	良 敷 数	中 敷 数	不 良 敷	計	良 敷 数	中 敷 数	不 良 敷					
計	51	99	92	15	26	43	8	—	—	6	2	3	1	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	51	17	34	51	41	4	6	51	40	5	6
隣保事業	計	23	49	43	9	12	16	6	—	5	2	2	1	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	23	9	14	23	21	2	—	23	20	3	—
法人会	20	30	29	2	4	21	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	5	15	20	15	—	5	20	15	—	
個人	6	15	15	1	8	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	3	3	6	3	2	1	6	3	2	
其他	2	5	5	3	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2	2	2	—	2	2	2	—	

表7 事業経費予算制採否別施設数

事業種別	施設設計	事業経費ニツキ予算制ニヨル施設						事業経費ニツキ予算制ニヨラザル施設		
		施設	10年度予算		9年度決算		計	個人経済ト共通	個人経済ト分離	
			収入	支出	収入	支出	施設	施設	施設	
隣保事業	計	51	46	958,552.17	923,786.17	962,732.87	971,444.33	5	1	4
	百分比	—	—	10.76	10.38	12.97	13.25	—	—	—
	一施設当り平均	—	—	20,838.09	20,032.37	20,928.97	21,118.35	—	—	—
	法人	23	23	783,020.14	748,254.14	803,243.74	811,955.20	—	—	—
	会員	20	17	131,985.93	131,985.93	118,268.03	118,268.03	3	—	3
	個人	6	4	29,520.10	29,520.10	27,969.31	27,969.31	2	1	1
其他	2	2	14,026.00	14,026.00	13,251.79	13,251.79	—	—	—	

表8 事業施設従事員数

事業種別		従事員数												
		施設数	計			有給			無給			其他		
			計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
隣保事業	計	51	575	277	298	407	194	213	132	58	74	36	25	11
	百分比	—	6.74	3.24	3.50	4.77	2.27	2.50	1.55	0.68	0.87	0.42	0.29	0.13
	一施設当り平均	—	11.2	5.4	5.8	8.0	3.8	4.2	2.5	1.1	1.4	0.9	0.5	0.4
	法人	23	265	133	132	220	114	106	26	7	19	19	12	7
	会員	20	237	94	143	135	50	85	96	42	54	6	2	4
	個人	6	58	43	15	41	26	15	8	8	—	9	9	—
	其他	2	15	7	8	11	4	7	2	1	1	2	2	—

全国に隣保事業施設は370あり、内訳は公立91、私立279である（東京は計81、公立16、私立65）。

6. 東京市社会局『東京市内外社会事業一覧』昭和13年2月

本書は、第3節に紹介した昭和7～8年調査から約5年経過している（東京市営は昭和13年1月末日現在、その他は昭和12年12月末日現在で、その後の異動は加除訂正している）。分類項目のうち、大項目8は変化していないが、中項目が61と15ふえ、小項目も1ふえて6になった（表9に掲載）。本書では、帝大セツルの名は消え（13年2月3日）、他方愛育会の諸施設が記載されているが、発刊当時まだ愛育隣保館は発足していない。二葉保育園ならびに新宿分園が「8. 社会教化 1) 隣保」に含まれている（隣保施設計84）。

7. 厚生省社会局『隣保事業施設一覧』昭和16年4月

調査資料の最後に、昭和15年4月現在、各道府県報告に基づく厚生省作成リストを紹介する。このなかには、二葉保育園本園、新宿分園、深川分園の3施設が含まれているが、何故か愛育隣保館は記載されていない。なお、

8. まとめ

- ① 二葉保育園は大正9年当時「隣保事業」として認知されておらず、昭和2年当時も「託児所」としての認識が優勢であるが、昭和8年以後「隣保事業」として認知されている。深川分園は、昭和15年厚生省リストにおいてはじめて「隣保事業」と認知されている。
- ② 帝大セツルメントは、「隣保」のほか「教化」や「労働者教育」としても認知されている。これらの用語の意味は検討を要する事柄である。
- ③ 愛育隣保館は調査資料に現われなかった。
- ④ 同種の調査ばかりでないが、東京市内外の隣保事業施設数に相当変化がみられた（大正9年施設数2 → 昭和2年12 → 昭和8年61 → 昭和11年51 → 昭和13年84 → 昭和16年81）。
- ⑤ 「隣保事業」は「防貧事業」（大正9年）から「社

表9 東京市社会局社会事業分類項目

	大正9年12月『東京社会事業名鑑』	昭和8年4月『東京市内外社会事業施設一覧』	昭和11年3月『東京市内社会事業施設調査（東京市設ヲ除ク）』 ※施設のみ	昭和13年2月『東京市内外社会事業施設一覧』
項	- 社会事業連絡並研究機関 - 一般社会事業機関 - 社会事業経営援助機関 - 防貧事業 - 委員制度 - 隣保事業 - 人事相談 - 公設市場 - 公衆浴場並理髮所 - 簡易食堂 - 公益質屋 - 公設住宅 - 宿泊救護 - 職業紹介 - 授産 - 児童保護事業 - 保育 - 育児 - 感化教育 - 貧児教育 - 子守教育 - 徒弟教育 - 浮浪児教育 - 其他 - 特殊教育事業 - 白痴並低能者教育 - 盲啞聾教育 - 吃音矯正 - 施薬救療並妊娠婦保護事業 - 施薬救療並病者慰安 - 妊娠婦保護 - 窮民救助 - 窮民救助 - 罹災救助 - 養老 - 出獄人保護事業 - 軍事救護事業 - 婦人救護 - 一般婦人救護	- 社会行政機関 - 社会事業機関 - 委員制度 - 連絡・調査・研究機関 - 養成機関 - 後援機関 - 一般救護機関 - 人事相談事業 - 養老院 - 窮民救助事業 - 軍事保護事業 - 罹災救護事業 - 助葬事業 - 養育院 - 経済的保護施設 - 住宅供給事業 - 公益市場 - 簡易宿泊所 - 簡易食堂 - 公衆浴場 - 公益質屋 - 小資融通 - 失業保護事業 - 職業紹介 - 授産 - 職業輔導 - 医療保護施設 - 施療並二重費病院 - 診療所 - 精神病院 - 結核療養所 - 癩療養所 - 性病予防保護 - 慰安 - 災害共済 - 児童保護事業 - 妊娠婦保護 - 幼児保育 - 乳児保育 - 病弱児保護並二重費供給 - 児童健康相談所	- 一般救護施設 - 人事相談事業 - 養老事業 - 母子ホーム事業 - 父子ホーム事業 - 窮民救助事業 - 軍事保護事業 - 助葬事業 - 司法保護事業 - 経済保護施設 - 宿泊事業 - 無料宿泊所 - 有料宿泊所 - 婦人宿泊所 - 簡易食堂事業 - 公益質屋事業 - 失業保護施設 - 職業紹介事業 - 授産並職業輔導事業 - 医療保護施設 - 施療並輕費病院事業 - 精神病院事業 - 結核診療事業 - 癩療養事業 - 性病予防事業 - 中毒予防事業 - 児童保護施設 - 妊娠婦保護事業 - 育児事業 - 乳児哺育事業 - 幼児保育事業 - 児童健康相談事業 - 盲聾啞児保護事業 - 不具癩疾児保護事業 - 精神薄弱児保護事業 - 吃音矯正事業 - 貧児教育事業 - 虐待児保護事業 - 少年保護事業	- 社会行政機関 - 社会事業機関 - 方面委員制度 - 連絡・調査・研究機関 - 養成機関 - 後援機関 - 一般後援 - 区社会事業後援 - 方面委員後援 - 一般救護 - 人事相談 - 養老 - 母子並父子ホーム - 窮民救助 - 軍事援護 - 罹災救護 - 助葬 - 司法保護 - 其ノ他 - 経済保護 - 貸家貸間紹介 - 住宅供給 - 公益市場 - 簡易宿泊所 - 簡易食堂 - 公衆浴場 - 公益質屋 - 小資融通 - 失業保護 - 職業紹介 - 授産 - 職業輔導 - 失業共済 - 海外移住 - 其ノ他 - 医療保護 - 健康相談 - 施療並輕費診療所 - 施療並輕費病院 - 精神病院 - 結核予防 - 結核相談
目				

	大正9年12月『東京社会事業名鑑』	昭和8年4月『東京市内 外社会事業施設一覧』	昭和11年3月『東京市内 社会事業施設調査（東京 市設ヲ除ク）』 ※施設のみ	昭和13年2月『東京市内 外事業施設一覧』
項	2) 旅客救護 3) 監獄警察訪問 12. 相互救済事業 13. 項 雑	6) 貧児教育並ニ就学 保護 7) 児童鑑別審査 8) 少年保護 9) 異常児保護 (1) 盲人保護 (2) 聾啞児保護 (3) 吃音矯正 (4) 精神薄弱児保護 (5) 其 他 8. 社会教化事業 1) <u>隣 保</u> 2) 矯 風 3) 教 化 4) 補習教育 5) 労働者教育 6) 児童遊園及娯楽 7) 児童図書館 8) 融 和 9) 司法保護	6. 社会教化施設 1) <u>隣保事業</u> 2) 労働者教育事業 7. 其ノ他ノ施設	(2) 結核診療所 (3) 結核療養所 6) 癩療養所 7) 性病予防 8) トラホーム予防 9) 中毒予防 10) 整形外科相談 11) 病院社会事業 7. 児童保護 1) 妊産婦保護 2) 育 児 3) 乳児哺育 4) 幼児保育 5) 児童遊園 6) 児童図書館 7) 児童健康相談 8) 児童相談 9) 栄養供給 10) 病弱児保護 11) 盲・聾啞児保護 12) 不具廢疾児保護 13) 精神薄弱児保護 14) 吃音矯正 15) 貧児教育並就学保 護 16) 虐待児保護 17) 少年保護 8. 社会教化 1) <u>隣 保</u> 2) 矯 風 3) 教 化 4) 融 和 5) 補習教育 6) 労働者教育
目				

そもそも「隣保事業」とは何であるかが了解されていなかったために、不確かな理解にとどまったことは否めない。各調査報告中には、分類の前提となるべき用語の定義が示されていないので、ここですず、社会事業期（大正7.8年～昭和12年）における「隣保事業」の概念を記しておこう。

前章において、各施設の行政上の分類を述べてみたが、

- 266 -

帝大セツルメントは社会事業期にのみ存在した。「東京帝国大学セツルメント規約(昭和11年6月改正)」³⁾には、第二条に「本会ハ無産市民ノ救済及ヒ向上ヲ計リ、教育ノ機会ヲ提供シ、之ニヨリ種々ノ調査研究ヲナスヲ目的トス」と目的が謳われ、第二十六条に「本会ハ目的事業遂行ノ為左ノ各部ヲ置ク、総務部、託児部、児童部、市民教育部、図書部、調査部、法律相談部、医療部」と組織が規定されている。「無産市民」の字句から気づかせられるとおり、帝大セツルは本来的に労働運動・社会運動に連なる性質のものであった。⁴⁾しかし現実には、以下にみられるとおり、次第にその本来的活動が制約された。⁵⁾

「創業と準備の時代を経て第一期は、労働学校開校を以て始まり、消費組合運動への気運を以て終った時代であり、第二期は此消費組合を中心とした協同組合化への努力の時代であった。第三期は客観的情勢の推移により、セツルメントが学生社会事業団体としての全き性質の中に活動せんとしている現在の時期である」(傍点筆者)

2. 東京府社会事業協会南千住隣保館(昭和3年)

南千住隣保館がこの時期に「隣保事業」の目的として以下の内容を発表しており参考になる。⁶⁾

「隣保事業は民主思想から起って居るが、然しそれは凡てを平等化するものではなくして機能本位の社会を基礎とするものである、而してその目的とする所は窮迫したる生活を営む労働者階級の人々に自覚と向上を促し進んで生活改善を図るにある、(中略)これは抽象的な理想論又は学説ではなく実生活に即して期待したる結果を見る迄は止まぬ性質の事業である。其対象とする處は各々地方の小社会であるから従って其内容は各地域の要求により異なるべきである、即ち小社会を単位とするケースワークに據り其地方の事業の性質が定まる訳である。

然れ共隣保事業として大体欠くことの出来ぬ要素が幾つかある、乃ち先第一に隣保館は対象地域に於ける社会生活の中心となり、公民としての精神を練り又自治の實力を養成する機関たること、第二は教育及教化機関として精神的、経済的、其他衛生上等各方面に直接間接に生活改善に貢献すること、第三には社交的機関として各方面の人々が閑暇を利用して集合し友誼的接触をなしそれによりて相互の向上を図ること、第四に隣保事業は固定したものでなく社会改善に因する試験所となるべきことである、何故なれば現在の社会の欠陥を補ふべく興った此事業が従来のことのみを行って居たのでは到底改善を促すことが困難であり、又不可能である、そこで健全な新社会を構成すべく進んで試験的な事実を行ふことは隣保事業の重大な使命であらねばならぬ、最後に現今の本邦の状況を観るに未だ社会政策上及び社会事業の施設が甚だしく不足であるに鑑みて広義の救済事業を必要とする場合が多いからこの方面にも留意することが肝要である」

ここでも「労働者階級」は語られているが、一方で、隣保館は(労働者の)「公民としての精神を練る」機関とされている。しかし、帝大セツルにせよ南千住隣保館にせよ、日本に外来語の「セツルメント」事業をどうにかして根づかせようとしている点で一致しているように思われる。

だが「隣保事業」の概念は、戦時厚生事業期にさしかかってさらに変化してゆく。それにはセツルメントに、日本語として伝統的に使用されていた「隣保」をあてたことも原因しているかもしれない。

IV 戦時厚生事業期における「隣保事業」

帝大セツルメントが閉鎖され愛育隣保館が発足した昭和13年は、厚生省設置、社会事業法発布という社会事業行政全般に関わる大改革の行なわれた年でもあった。後の厚生省官僚は当時の状況をつぎのように概括している。⁷⁾

「満州事変から支那事変、大平洋戦争と時局の推移につれ、社会事業は行政上重要な問題であると認めながら、実際には戦争遂行と勝利をめざす国策の前には後退を余儀なくされたのである。そして社会事業は戦力としての人的資源を護る役割を果たすようになった。戦時社会事業は大政翼賛と全体主義の立場から個人的な慈善救済、博愛、人道主義も影をひそめ、ただ総力戦の一環として、勤労国民を対象とする社会政策の中に現れた欠陥を救済する制度と考えられていた。さらに社会事業施設の生産的役割への転換は産業報国運動や大政翼賛運動と一体となって戦時国民生活の厚生指導を行ってきたのである。従って、中央地方の行政機構も社会の文字を消して生活または厚生と改められた。

このような社会事業の理念が打ちだされた当初に制定されたのが、昭和13年3月に公布された社会事業法である。」

社会事業法は、社会事業の範囲を規定し、政府が社会事業団体に補助金を交付しうる途を講ずるとともに、社会事業の指導監督の徹底を図ることを主要な内容として、成立した。「隣保事業」は、「社会事業法第一条ノ規定ニ依ル事業指定の件」(昭和13年6月28日勅令445号)により、「其ノ他勅令ヲ以テ指定スル事業」に規定されたが、その解説は以下の通りである。⁸⁾

「五、其ノ他勅令を以て指定する事業(法第一条第五号)

(1) 隣保事業(勅令第四四五号第一条第一号)

隣保相扶の情誼に基き近接地区民の中心となり其の精神的並に経済的生活の向上を図る総合的社会事業であつて事業の内容には是と言ふ定まったものではなく其の場所、其の相手、其の時に依つて区々である。而して注意すべきは人事相談や児童遊園の如くそれのみでは

本法の適用を受けない事業も隣保事業の一部分として本

は本法の適用を受ける。現在行はれてゐる隣保事業の内容を觀るに次の三、四又はそれ以上の事業を包含してゐる。

- (1) 託児所
- (2) 保健事業（施薬、救療、助産、健康相談、臨海学校又は林間学校）
- (3) 経済保護事業（授産、就職斡旋、政府私下米販売、牛乳配給、簡易食堂、理髮其の他貧困者に対し積極的には収入の途を講じ、消極的には生活費の軽減を図る事業）
- (4) 各種相談事業（人事、法律、教育、家計）
- (5) 閑時利導又は教化事業

①児童図書館、児童遊園、復習会又は青年学校令に依らざる補習教育

②子供の会、母の会、講習会、講演会、読書会、研究会、其の他精神修養に関する事業

③映画会、演劇会、音楽会、運動会、旅行会其の他慰安又は娯楽に関する事業

右の外近接地区民の生活状態に其の対策如何の調査研究をなし社会に貢献するものも少くない」（東京府学務部社会課による）

これを、戦時厚生事業期における「隣保事業」定義の一典型とし、その性格については、英米両国から学んだセツルメントワークの実践的メニューを大部分継承しながら、「隣保相扶の情誼」に表現されるように、日本的隣保の特性をその事業精神の基盤においたものであると、一応規定しておく。ところが、東京府学務部社会課は、この4年前、つぎのように、より卒直に同様の定義を下している。⁹⁾

「隣保事業とはどんな事業であるかと云ふと、この事業の名称は日本古来の善美なる習慣である隣保相扶の觀念から発した隣家相互に助け合うと云う文字を用いたもので、それが外来のセツルメント、又は大学拡張事業の如き内容をも含めた事業で目下の所その主なる事業の中心は児童保護、児童教化に力を注いで居るが、今後は徒弟の教育、成人教育にも力を注ぐ傾向を示して居る、その事業内容を挙げると(1)乳幼児保健事業（健康訪問、健康相談、妊婦相談、臨海学校、林間学校、診療）、(2)乳幼児保育事業、(3)閑時利導事業（図書館、児童遊園、復習会、各種倶楽部）、(4)徒弟教育（商工徒弟職業指導、裁縫夜学其他補修教育）、(5)人事相談（戸籍、就学、家計、職業）、(6)宿泊事業（婦人、母子、父子）、(7)各種集会（戸主会、母の会、子供会）、廉価販売（政府私下米其他）、(8)社会事業の連絡救済、等にして、この中全部又は一部をその団体の所在地を対象として施行し居るのであります」

すなわち、先に規定した戦時厚生事業期における「隣保事業」の性格は、昭和10年ごろにはすでに成立していたと考えられる。それは隣組等の隣保組織の強化と軌を一にしていたと推測したとしても誤りとはいへまい。日本では「改新时期を迎へたときには、いつも隣保の強化が

くわだてられ」¹⁰⁾ てきたので、未曾有の国難に向いつつあったあの時代に、外来のセツルメントワークが、徐々に、日本的隣保強化の渦にまきこまれていったのは必然的帰結であつたであらう。そのような時代の大きなうねりのなかで、二葉保育園は事業を継続したが、一方では、帝大セツルメント閉鎖→愛育隣保館開設という歴史的転換が起つた。

V おわりに

小論は、二葉保育園、帝大セツルメント、愛育隣保館の各施設史を構成するために予備的に作成したメモであり、粗雑きわまりないものであるが、その意図は、各施設を、当時の社会的枠組のなかでとらえようとすることにあつた。行政所管課による調査の分析も、各時期における「隣保事業」概念の検討も、かかる意図の下に企画された。

各施設事業の歴史的評価は方法論的に厳密さを要求されるべきである。たとえば帝大セツルメントは、これまで唯物史観の圧倒的な影響下で書かれた先行業績によって（注4）の高島論文がその例）、高く評価されているけれども、その評価の根拠は、事業実践者の書いた思想表現に余りに多くを負っているように思われる。もう少し事業経営、事業実践そのものに即して、財政基盤の推移の状況等に目配りすべきであらう。

これを帝大セツルと愛育隣保館との関係でいえば、帝大セツル代表者穂積重遠は、恩賜財団愛育会設立当初より理事に就任しているし、帝大セツラーの一人渡辺某氏は愛育隣保館でもセツラーとして活躍している。このような人脈の連続を無視することは適当でない。筆者は先行業績に多くを負いつつも、より広範囲の事実の収集によって、狭小な理解を脱したいと強くねがう。

同じく評価が気になることとして「日本的隣保」がある。先の文脈から、「社会教化」とは畢竟「日本的隣保強化」にほかならない（表9、分類項目参照）と指摘するまではよいとして、それ以上「日本的隣保」の価値批判を続けるエネルギーを、施設史の構成に注ぐ方を筆者は選ぶ。それは「日本的隣保」の消極的価値擁護を意味するであらう。

結局、歴史的構成が、評価もしくは批判に先立つのであるが、歴史的構成の方法論は小論のごとき予備的ノートを要請するものである。

（注）

- 1) 仲村優一「社会事業」仲村他編『現代社会福祉事典』

川西：社会事業ならびに戦時厚生事業期における都市隣保事業研究の方法論的課題について

全国社会福祉協議会，昭 57.3. 参照

- 2) 遠藤興一「厚生事業」『現代社会福祉事典』参照
- 3) 東京帝国大学セツルメント『東京帝国大学セツルメント十二年史』，昭 12.2. p.47～50
- 4) 帝大セツルメントの社会的性格については以下の論文から多くを学んだ。
一番ヶ瀬康子「日本セツルメント史素描」『現代社会論社論』時潮社，昭 46.4.
高島 進「戦前における学生セツルメントの性格について—東京帝大セツルメントを中心に—」『日本福祉大学研究紀要』第 1 号，昭 32.10.
音田正己「わが国セツルメント事業の回顧と展望」大阪社会事業短大『社会問題研究』第 8 巻第 2 号，昭 33.5
- 5) 『東京帝国大学セツルメント十二年史』p.46.
- 6) 南千住隣保館（交隣園）『昭和三年四月隣保事業の五年（自大正十二年四月 至昭和三年三月）』p.1～2
- 7) 厚生省二十年史編集委員会『厚生省二十年史』厚生問題研究会，昭 35.7. p.224
- 8) 東京府学務部社会課『社会事業法提要』昭 14.6. p.10～11
- 9) 東京府学務部社会課『東京府管内児童保護施設一覧』昭 10.3, p.17
- 10) 桑原三郎『隣保制度概説』二見書房，昭 16.3.「自序」p.1